

感染症法を改正し、刑事罰を導入することに反対する会長声明

- 1 政府は、本年1月22日、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という。）の改正案を閣議決定し、同日、通常国会に提出した。感染症法改正案中、以下の2点について、刑事罰が導入されている。
 - ① 入院措置に応じない場合又は入院先から逃げた場合の1年以下の懲役又は100万円以下の罰金刑
 - ② 積極的疫学調査について、新型インフルエンザ等感染症の患者等が、質問に対して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は正当な理由がなく調査を拒み、妨げ若しくは忌避した場合の50万円以下の罰金刑
- 2 しかしながら、懲役刑を典型とする刑罰は、人身の自由（憲法第31条、33条等）に対する重大な人権制約であり、その制定、導入に対しては、強い正当化事由を必要とする。すなわち、感染症の予防を目的として懲役や罰金刑を科すのならば、そのための確固たる立法事実が必要であって、入院拒否や入院先からの逃走が、新型コロナ等の感染症を実際に拡大させているという根拠となる事実を政府は示す必要があるのである。しかし、入院措置の対象となる感染症患者の入院拒否の有無及び件数、入院先からの逃走が生じた事例の有無及び件数、さらには、かかる事例が新たな感染を招いた、といった具体的な事実が政府から報告されているわけではなく、懲役刑の威嚇がなければ、罹患した患者が入院措置に応じず、あるいは入院先から逃走する危険があり、感染が効果的に防止できない、といった懸念を基礎付ける事実は政府により何ら示されていない。現実には、入院相当の患者の受け入れ体勢の不備が全国的に問題となっている。本来、感染症の感染者は、病に罹患した被害者的な立場にあるものであり、これらの者が入院しないことや入院先から出て行くことをもって、直ちに犯罪として処罰することは、人身の自由を侵害し、重大な人権侵害を生じるおそれがある。政府は、ハンセン病患者への人権侵害の教訓からも、疾病に伴う入院を立法により患者に強制することには特に慎重であるべきである。
- 3 また、感染者が積極的疫学調査に応じない、若しくは、虚偽の回答をする場合についても、差別や偏見を恐れてかかる行動に出ることが考えられる。かかる事情を考慮せず、一律に罰金をもって処罰することは、対象者の自己決定権、プライバシー権を著しく侵害するものである。
- 4 以上のように、感染症法を改正し、刑事罰を導入することは、立法事実を欠き、感染予防のための必要性も認めがたいものである。感染症予防の立法目的の実現には、必要十分な調査や入院治療等を医療機関その他の関係機関が行いうる体制を構築することを優先すべきである。よって、当会は、感染症法を改正し、刑事罰を導入することには、強く反対するものである。

以上

2021年（令和3年）1月26日

茨城県弁護士会

会長 小沼 典彦